

以下ノ一節ニ照シテ

ス

本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

之ヲ掌シ且本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

之ヲ掌シ且本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

之ヲ掌シ且本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

之ヲ掌シ且本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

之ヲ掌シ且本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

之ヲ掌シ且本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

之ヲ掌シ且本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

之ヲ掌シ且本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

之ヲ掌シ且本會ノ事務ハ本部委員會ニシテ

財團法人協調會大阪支所

當スルモノハ本部委員會又ハ大會ニ於テ三分ノ二以上ノ贊成ヲ得  
テ除名スル事ヲ得

一、本會ノ面目ヲ毀損シタル者 二、本會ノ統制ヲ紊シタルモノ  
第四十二條 前條ノ規定ハ本部ニ準用ス

第九章 附 則

第四十三條 本會ハ本部委員會ノ推薦ニ依リ顧問<sup>及</sup>於相談役ヲ置ク  
第四十四條 本規約ハ大會ノ承認ヲ得ルニアラザレバ變更スル事ヲ  
得ズ

以上